

香川県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第10号

香川県統計調査条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(証明書の様式)

第2条 条例第6条第2項に規定する証明書は、別記様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けられることができる者)

第3条 条例第10条第1号の規則で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(公益性を有する統計の作成等)

第4条 条例第10条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 行政機関等又は前条に規定する者（以下「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等
その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則の廃止)

2 香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則（平成4年香川県規則第37号）は、廃止する。

（表面）

写 真	第 号
立 入 検 査 証	
県統計調査の名称	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、香川県統計調査条例第6条第1項の職員であることを証明する。	
有効期限 年 月 日	
年 月 日	
香川県知事 印	

（裏面）

香川県統計調査条例（抜粋）

（立入検査等）

第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（2） 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者